

令和7年度少年被害・非行防止強調月間実施要綱

1 趣旨

大阪府の少年非行については、令和6年中の刑法犯検挙補導人員が2,900人と、3年連続で増加し、非行少年グループによる大麻取締法違反事件、特殊詐欺事件や強盗事件等、社会の注目を集める犯罪が後を絶たない状況にある。

また、少年の被害の現状については、スマートフォンやSNSを始めとする様々なサービス等の急速な普及により、少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNS利用に起因する犯罪の被害児童数は令和5年に比べ令和6年は減少したものの、依然として高い水準にある。

加えて、SNS上での大麻の売買や、犯罪実行者を募集する、いわゆる「闇バイト」に応募するなどした少年による組織的な特殊詐欺や強盗等への加担が大きな社会問題になるなど、懸念すべき兆候がみられ、今後の動向について注視すべき状況にある。

次世代を担う少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、府・各市町村、関係機関・団体や地域住民等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域一体となった少年の被害防止・非行防止のための取組みを進めることが必要である。

よって、こども家庭庁が定める「青少年の被害・非行防止全国強調月間」の実施要綱に基づいて、大阪府においても、7月を「少年被害・非行防止強調月間」とし、関係機関・団体と地域住民等が相互に協力・連携しながら、少年の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施することにより、少年の健全育成について府民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、少年の被害・非行防止気運の一層の充実と定着を図ることとする。

2 期間

令和7年7月1日（火）から同年7月31日（木）まで

3 主唱

大阪府、大阪府教育庁、大阪府警察
青少年育成大阪府民会議

4 月間スローガン

「やめとけや 未来の自分は きっと言う」

5 月間の重点的活動内容

(1) インターネット利用に係る子どもの犯罪被害等の防止

SNSで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影された上、メール等で送られる等、SNS利用に起因した犯罪被害の発生は依然高水準にある。

そこで、フィルタリングの更なる利用促進や、「親子のルールづくり」、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等について啓発を行う。

(2) 有害環境への適切な対応

JKビジネス等に係る被害を受けないよう、学校や関係機関を通じて児童やその保護者らに対して、被害事例や相談窓口、被害防止の対処法等について積極的な広報啓発を行う。

また、「大阪府青少年健全育成条例」の効果的な運用により青少年が健やかに成長できる環境づくりを推進するため、有害図書類の区分陳列等の調査・指導を実施する。

このほか、成年年齢が18歳に引き下げられた一方で、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されることから、酒類・たばこの販売時における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組みを推進する。

(3) 薬物乱用対策の推進

近年、少年による大麻事犯の検挙人員が急増しており、昨年は過去最多となり、全国的に見ても最も多く、さらなる少年への大麻乱用の広がりが懸念されることである。

薬物乱用防止教室の積極的実施等、少年、保護者、地域の指導者等に対して、大麻等の規制薬物の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、一般用医薬品の過量服薬（オーバードーズ）については、そのリスク、適正な使用方法、相談窓口等について周知啓発を図る。

(4) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

関係機関が連携して、地域の実情に応じた補導活動を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊等の不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

中学生、高校生を含む少年が、「闇バイト」に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担している現状を鑑み、「『闇バイト』は犯罪である」ことや、犯罪実行役の募集の実態や危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性等について、非行防止教室等を通じて広報啓発するほか、学校からはリーチできない層への広報啓発のため、様々な機会やSNS等の広報媒体を活用して情報発信するなど、少年を犯罪行為に加担させないための取組を推進する。

また、近年、オンラインカジノが問題となっていることを踏まえ、少年やその保護者に対し、オンラインカジノの違法性等について周知する。

このほか、万引きや自転車盗等の初発型非行についても、同様の取組を推進するとともに事業者等に対して配置改善や視認性の向上や店内巡回強化等を要請する等、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

(5) 再非行（犯罪）の防止

少年が非行を繰り返さないよう、学校、警察、ボランティア団体、少年サポートセンター等、関係機関が連携を強化し、支援のためのサポートチームの編成等、少年それぞれを取り巻く環境に応じた的確な対応に心掛ける。

(6) 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

被害に遭っている少年が一人で悩み、苦しむことのないように、学校や警察を始めとする関係機関が連携を強化するとともに、SOSの受け止めに係る相談窓口の対応の充実とその周知を図る。

また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組みを推進する。

(7) 危険で迷惑な暴走行為の防止

暴走族の構成員は、昭和の後半頃のピーク時からは大幅に減少しているものの、近年構成員数は増加傾向にある。しかし、そのほとんどが特定のグループに属さず、以前のような厳しい上下関係で統制された集団とは違い、SNS等の呼びかけで集まって集団化した初対面の少年ら同士で、ゲリラ的に暴走することが主流になっている。

暴走行為（共同危険行為等禁止違反）で検挙された者の8割を少年が占めていることから、

関係機関・団体と地域住民等が相互に協力・連携しながら、危険で迷惑な暴走行為の防止に向けた取組みを推進する。

6 月間中の活動実施上の留意点

月間中の各種活動を実施するに際して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ連携した活動が推進されるよう連絡調整し、また、月間終了後も引き続きこの月間の趣旨がそれぞれの地域に定着していくよう創意工夫すること。